

保険証や運転免許証を紛失したら・・・

健康保険証や運転免許証を紛失した場合、本人が知らないうちに第三者によって悪用され、消費者金融で借金をされたり、クレジットを利用して買い物をされたりするのではないかという不安があります。



紛失や盗難にあった場合は、すぐに最寄の警察署と発行元に届けましょう。

- 運転免許証は公安委員会（あるいは、免許更新センターや最寄の警察署）
- 健康保険証は健康保険組合か社会保険事務所（国民健康保険の場合は市町村役場）
- 再発行については発行元にお尋ねください。

万が一不正使用されたら・・・

- あなたと消費者金融等との間に契約が締結されたわけではない為、請求に応じて支払わなければならないということはありません。しかし、消費者金融や信販会社から身に覚えの無い請求があった場合は放っておかず、すぐに警察や消費生活センター等に相談しましょう。

被害を防ぐ方法の一つとして、個人信用情報機関が設けている「本人申告制度」を利用することができます。

- 本人申告制度とは、身分証明書の紛失や盗難に遭ったことなどの情報を個人信用情報機関に登録することで、当該機関の加盟会社（信販会社や消費者金融・銀行など）が与信審査をより慎重に行うことができる制度です。

全国信用情報センター【消費者金融系】(<http://www.fcbj.jp/#head>)

全国銀行個人信用情報センター【銀行系】(<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>)

株式会社シー・アイ・シー【クレジット系】(<http://www.cic.co.jp/>)

株式会社シーシービー【業界横断型】(<http://www.ccbinc.co.jp/service/loss/index.html>)